

カルチャークラブ

<墓じまいのマネープラン>

FPネットワーク神奈川会員 永田一郎

皆さんは、遠くにある実家の墓で悩んでいませんか？「自分までは墓守ができるが、自分の子供には墓を継がせることはできない。自分の代でなんとかしなくては」と思っている方はけっこいいいらっしゃるのではないかでしょうか。私もその一人です。「墓じまい」はどうすればいいのか？遺骨はどうするのか？費用はどの程度か？について調べてみました。

■墓じまいの費用はどの程度？

私は長崎市出身で、長崎市内に父が購入した墓があります。父方と母方の両家墓です。私の母と叔父（母の兄）は健在ですが、亡くなれば、この墓に入ることになります。私が生きている間は、長崎の墓を守ることはできますが、二人の娘に、墓を継がせることは難しいでしょう。したがって、私が実家の墓じまい（7柱の遺骨）をしなくてはなりません。

墓じまいの手続きですが、まずは、遺骨を改葬する所を決めて、受け入れ先から「受入証明書」を発行してもらうことが必要です。その後、既存の墓がある自治体から「改葬許可証」を得て、墓石を撤去して遺骨を取り出すことができます。

この墓じまいの費用はどの程度でしょうか？墓じまいを手掛けている業者や NPO のホームページなどを参考にすると、最低でも約 40 万円程度は必要と思われます。

墓地解体費用は 1 m²あたり 7 万円程度で、このほかに手続き代行（5 万円～）、墓石閉眼供養（3 万～5 万円）、出骨作業（3 万円～）、遺骨移動（2 万円～）、納骨（3 万円～）などが加算されるようです。とりあえず、私は 50 万円の想定をしてみました。

このほかに、墓を撤去するときに寺にお支払いする「離檀料」がかかる場合もあります。離檀料はあくまで感謝の気持ちを示すお布施ですので、法的な基準はありません。高額な要求があった場合は、毅然とした態度を取ることも必要でしょうが、感謝の気持ちとして、お布施をすることもあるでしょう。私としては、父が亡くなった時に、寺にお支払いしたお布施が上限かと思っています。ネットなどを参考にしても、15～20 万円が上限とされています。

N P O 法 人 F P ネ ッ ト ワ ー ク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

■遺骨はどうすればいいのか？選択肢は納骨堂、永代供養墓、散骨

順番が逆になりましたが、墓じまいをするためには、遺骨をどう取り扱うかを先に決めておく必要があります。主な方法としては、①新しいお墓を買う、②納骨堂に納める、③永代供養墓に納める、④散骨する、の4パターンでしょうか。

鎌倉新書の「第12回お墓の消費者全国実態調査」(2021年)によると、一般墓を新たに購入する場合、墓石、土地利用料、管理費などがかかり平均購入価格は169万円だったそうです。

参考に横浜市内の墓地を例に挙げると、①122万円～（永代使用料62万円+墓石60万円、0.42m²）、②228万円～（永代118万円+外柵60万円+墓石50万円、1m²）とホームページに記載されています。200万円前後はかかりそうですね。ただし、墓を買うと、墓の継承問題が再燃してしまいますので、私にとっては選択肢になりません。

近年、新たな選択肢になったのが、自動搬送式の納骨堂です。骨壺が入った箱（厨子）が自動で運ばれてきて、遺骨を前に墓参りができます。横浜市内の自動搬送式の納骨堂では、①永代使用料が90万円（厨子には、最大6人の遺骨を納めることができます）、②年間管理料1.5万円、契約期間は30年で更新可能となっています。

自動搬送式ではありませんが、長崎市内の納骨堂は、ファミリータイプで、永代使用料90万円+管理費36万円で126万円となります。33年後には、永代供養墓に移されますので、継承者がいなくても寺によって供養されます。私にとっては、長崎の納骨堂を利用することは選択肢となります。

永代供養墓とは、承継者を必要としないお墓のことです。骨壺を安置して、一定期間後に合同墓に合祀するタイプや、初めから合同墓に納骨するタイプがあります。横浜市の金沢区にある永代供養墓は、納骨料3万円で①納骨・即合祀で10万円、②骨壺3年安置・合祀で15.8万円③骨壺13年安置・合祀で26.3万円、④骨壺33年安置・合祀で47.3万円となっています。私にとっては永代供養墓も選択肢といえます。ちなみに、納骨堂でも最終的に永代供養墓に移れる施設が多いようです。

N P O 法 人 F P ネ ッ ト ワ ー ク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

最後は散骨です。散骨については当初、合法性に関する議論もありましたが、法務省が1991年に「葬送のひとつとして節度をもって行われる限り、遺骨遺棄罪には当たらない」との見解を示しており、生前に散骨を希望する人も増えています。長崎の散骨業者のホームページによると、チャーター散骨は21万円で1柱プラスごとに2.8万円が加算されます。7柱で、37.8万円となります。

■トータルでどの程度かかるのか？

さて、私の選択肢は次のようにになります。

- ① 散骨 →50万（墓じまい）+離檀料+40万
- ② 納骨堂（長崎市）→50万（墓じまい）+離檀料+126万
- ③ 永代供養墓（横浜）→50万（墓じまい）+離檀料+91万（7人供養、70万+21万）

いずれにしても、100万円から200万円前後のお金は必要となりそうです。

実際に、私が墓じまいを実行するのは、自分が定年になり、年金生活になった以降でしょう。さらに、私の妻の実家もお墓の継承者がいなくなることが予想されるので、やはり、妻の代で墓じまいをすることになります。私と妻の両方で、少なくとも300万円は必要となりそうです。年金生活時に、300万円の負担はかなり重いです。遺産で対応できればいいのですが、期待できそうもありません。老後の生活資金に前もって予算化をしておく必要があります。

墓じまいを考えている方は、ぜひ一度、必要な資金について検討してみることをお勧めします

N P O 法 人 F P ネ ッ ト ワ ー ク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp